

ページ	主な意見	意見への対応
全体	7次計画の方向性を示す第Ⅲ章の前に、効率化手法に関する第Ⅱ章が来ており、アンバランスな印象を受けるので、構成を見直すべきではないか。	素案の第Ⅱ章と第Ⅲ章を入れ替える形で構成を修正。
全体	「合理化」や「効率化」という表現の違いが分かりづらいので、使い方を統一すべきではないか。	「合理化」は、必要な作業等を明確にするという意味で主に境界確認に係る施策で使用、「効率化」は必要とするコストを縮小するという意味で主に測量作業にかかる施策で使用することで統一。
P3	東日本大震災の移転型復興でみられたように、地籍整備の効果が発現し回復力・レジリエンスを発揮した事例を挙げるなどして、地籍整備の防災対策としての必要性を「はじめに」に、より明確に記載しておくべきではないか。	「はじめに」に、大規模災害に対する回復力・レジリエンスを高める観点から、早期実施が求められている旨を追記。
P7	・地積測量図が地籍整備に活用される仕組みとなっていないという書きぶりについて、現行の地籍調査においても地積測量図等の既存資料を活用して境界の調査が行われている。 ・また、180万筆は地籍調査実施済の地域も含まれているため、誤解を招くものにならないよう、より正確な表現にした方が良いのではないか。	・「地積測量図は地籍調査では参考資料として活用するに止まっている」に修正。 ・地籍調査未実施地域における地積測量図の作成数は把握していないことから、具体的な筆数は記載しないこととした。
P10	施策目的毎の施策効果を表すアウトカム指標のとして挙げられている指標の案は、あくまで施策目的に対応した地籍の整備率を図るためのものになっており、アウトカムとは意味合いが異なる。	指標案に「地籍整備済の復興に備えたオープンスペース面積」などを追加するとともに、地籍整備により発生する効果・成果がより表せる指標を検討する旨を追記。
P12	地籍調査情報の所有者探索などへの利活用のため、プラットフォームに地籍調査情報を積極的に登録して共有できるようにすると良いのではないか。	所有者情報等を共有することに関しては、個人情報保護等の観点から慎重に検討する必要がある。
P13	立会いを不要とする条件については、客観的資料がある場合以外にも、示された筆界案に本人が同意しているような場合も考えられるのではないか。	現地調査の合理化に関する検討事項に、筆界案に本人が同意している場合の立会いの必要性の有無を追加。
P16	地籍整備に係るプラットフォーム・オープンデータサイトの構築について、国土数値情報やe-Stat等と相互に連携する仕組みの検討が必要ではないか。	プラットフォーム等に関する検討事項に、国土数値情報やe-Stat等との相互連携を追記。
P18	未着手、休止市区町村の解消は大きな課題であり、「段階的な地籍整備」の導入は有効と考えられるが、着手、再開の呼び水になる施策を引き続き検討してもらいたい。	未着手・休止市区町村の解消のための施策として、地方公共団体による自主的な取組を促す仕組みを検討する旨を追記。
P11 P19	「所有者不明土地に対応するための地籍整備のあり方の検討」について、検討の方向性などを、現時点で可能な範囲でより具体的に記載すべきではないか。	・P11に、地籍調査情報を所有者探索に活用することは有効である旨を追記。 ・P19に、現時点での所有者不明土地問題に対する地籍整備における検討の方向性を追記。